

岩手県告示第634号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成27年岩手県告示第220号）で公示した公共測量を終了した旨岩手県企業局長から次のとおり通知があった。

平成27年7月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 二戸郡の一部
- 2 実施した期間 平成27年4月1日から同年7月13日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（基準点測量）